

資産評価基準の比較検討

Comparison of Two Valuation Basis of Assets

河内山 潔*

Kiyoshi KOUCHIYAMA

抄 録

近年公表された「意見書」では、資産評価問題が中心的命題として取り上げられている。そして、いくつかの意見書では資産評価基準としての時価基準が、大きくクローズアップされている。これらの動きは、従来からの資産評価基準である取得原価基準に対して、どのような変更を行なうものであるか。本論文では、2つの意見書を取りあげ、そこで展開される資産評価問題を取りあげ、それぞれの場合における従来からの資産評価基準として取得原価基準と、新たに導入されることになった時価基準の関連性を考察する。

1. はじめに

我が国において、ここ数年にわたり新しい会計基準が次々の公表され、適用されはじめている。大きな波が押し寄せ、飲み込まれていくようである。もちろん、大きな波とは国際化という波であり、また透明性という波である。そして飲み込まれようとしているものは、国内の事情を優先させ、保守的な会計思考にとらわれていた従来の会計処理方法であろう。いわゆるバブル期以降の一連の企業倒産や近年の国内外の企業不祥事に関連して、その原因の一つとしての会計や監査への不信感が大きくなり、それに対応するかのような急激な変化ととらえることもできる。

企業会計審議会から公表された各種の意見書も、それまでの指向から大きく変化し、国際的に通用するような会計処理への変更を標榜したものとなっている。なかでも、これまでの会計実務とは大きく変わることが予想される論点として、資産の評価に関わるいくつかの意見書がある。

これらの意見書は、どの意見書をとってみても従来の我が国会計基準に対して大きな変化をもたらすものであったが、なかでも1999年10月に公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下、「金融商品意見書」と略す）および2002年8月に公表された「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「減損意見書」と略す）は、その内容が特に注目される意見書となった。それは資産の評価にあたって従来の取得原価主義会計から時価主義会計へと一步を踏み出したとされたからである¹⁾。

* 関西国際大学経営学部

資産評価基準の比較検討

図表 1 企業会計審議会から公表された最近の意見書等（公表年月順）

意見書	公表年月
セグメント情報の開示基準	1988年5月
先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について	1990年5月
リース取引に係る会計基準に関する意見書	1993年6月
外貨建取引等会計処理基準	1995年5月
連結財務諸表制度の見直しに関する意見書	1997年6月
連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書	1998年3月
中間連結財務諸表等の作成基準	1998年3月
研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書	1998年3月
退職給付会計に係る会計基準の設定に関する意見書	1998年6月
税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書	1998年10月
連結財務諸表制度における子会社および関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取り扱い	1998年10月
金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書	1999年1月
外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書	1999年10月
固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書	2002年8月

しかしながら、これらの意見書で取り上げられた個別の資産項目については確かに時価による評価が採用されることになってはいるが、それ以外の項目については、従来からの取得原価による評価が行われることも事実としてある。また新たに採用されることになる時価による評価も、必ずしも時価主義会計と呼べるような内容とはなっていないと指摘する向きもある²⁾。はたして、時価主義会計が本当に導入されることになったのか、また導入されることになったとした場合、資産評価に関する諸問題はどのような展開を見せるのか。

そこで本論文では、まず企業会計原則等に規定される従来からの資産評価基準としての取得原価主義と、最近の意見書で導入されることとなったとされる新しい評価基準を比較検討し、その意義を考察する。

2. 従来我が国における資産評価基準

これまでの我が国における資産評価の基準は、企業会計原則上の基準と商法上の基準とをその柱として展開されてきたと言える。そこでまずこの両者における資産評価の規定を概観しよう。

2. 1 企業会計原則における資産評価基準

まず流動資産の評価基準についてみると、企業会計原則第三貸借対照表原則五資産の貸借対照表価額において「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない」としている。そして企業会計原則第五 A および注解注 21 において棚卸資産の低価基準の採用が、また同 B において有価証券の低価基準の採用が容認されている。さらに同 B では取引所の相場のある有価証券について、いわゆる強制低価法が要求されている。また固定資産については、企業会計原則貸借対照表原則第三および第五において取得原価で評価すること、費用配分の原則による取得原価の期間配分を行なうことが規定されている。さらに同第五 D において、取得原価から減価償却累計額を控除した額価額をもって貸借対照表価額とすることが求められる。これは日本のみならず、アメリカやイギリスをはじめとする諸外国、また国際会計基準においても資産を評

価する場合の原則的基準となっている。

2. 2 商法における評価基準

商法においても、流動資産の評価について、第一編総則第五章商業帳簿第三十四条の一(財産評価の原則)において「流動資産ニ付テハ其ノ取得価額、製作価額又ハ時価ヲ附スルコトヲ要ス」とされ、また第二編会社第四章株式会社第四節会社の計算第二百八十五条の二(流動資産の評価)、同第二百八十五条の五(社債その他の債権の評価)および同第二百八十五条の六(株式その他の出資の評価)において、原則として取得原価をもってその評価額とすること、さらに低価基準を採用することが容認されている。また固定資産については、前出第三十四条の二において「固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附シ毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為シ(中略)・・相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス」とし、固定資産について取得原価を付すこと、また「相当の償却」として表現されているが、これは会計学上の「正規の減価償却=計画的・規則的償却」を意味すると解される³⁾のものであり、この手続きを経て相当の減額を、すなわち取得原価から控除することが求められている。

2. 3 従来の規定における時価評価

これらの規定からは、従来の規定においても資産を時価で評価し、貸借対照表に計上することが許容されていることがわかる。ただし、その適用は取得原価と時価を比較し、時価が著しく下落しており、かつ回復の見込みがない場合に限り、時価まで減額するという手続きを求めるものである。また固定資産について「相当の減額」を求めているが、あくまでも減価償却方法の修正として耐用年数を見直したり、臨時損失を計上するなど臨時償却を実施したりすることが多く、減価償却を実施しない土地に関しては減額をすることはあまりないとされる⁴⁾。

すなわち、流動資産についても固定資産についても、取得原価と時価を比較し、時価が取得原価に比べて低い場合にのみ、取得原価を時価まで下方に修正するという意味での時価評価であり、その逆、つまり取得原価と時価を比較し、時価が取得原価よりも高い場合の上方への修正はここでは想定されていないと解釈できる。そのことは、あくまでも取得原価主義の範囲内での取得原価を修正する手続きとして時価評価を容認しているにすぎないと指摘できる。

では、新たに公表された意見書において示された資産の評価基準はどうであろうか。次にそれぞれの意見書において示された資産評価基準を個別に見ていくこととする。

3. 「金融商品意見書」に見る資産評価基準

ここでは、さきに示した各種意見書のうち、特に「金融商品意見書」を取り上げて、その中で採用される資産評価基準について概観することとする。

3. 1 「金融商品意見書」に見る資産評価基準

企業会計審議会は1999年1月22日に「金融商品意見書」を公表した。その目的は、すでに「先物・オプション取引等の会計基準の設定に関する意見書等について」により、金融商品の時価情報の開示が広範に行なわれてきたことを認めながらも、最近の証券・金融市場のグローバル化や企業の経営環境の変化等に対応して、企業会計の透明性を一層高めていくためには新たな会計処理の基準の整備が必要とされる状況に立ち至ったこと、また金融商品全般に係る国際会計基準審議会や米国財務会計基準審議会から基準書が公表されたことを挙げ、そうした国際的動向を踏まえた対応であることが述べられる。さらにその位置付けについて、一連の意見書の公表とともに、①内外の広範な投資者の我が国証券市場への投資参加を促進し、②投資者自身が自己責任に基づきより適切な投資判断を行なうこと及び企業自身がその実態に即したより適切な経営判断を行なうことを可能にし、③連結財務諸表を中心とした国際的にも遜色のないディスクロージャー制度を構築するとの基本的認識に基づいて、21世紀に向けての活力と秩序ある証券市場の確立に貢献することを目指した会計基準の整備の一環であることが確認されている。さらに金融商品に関しては、企業会計原則の規定に優先して、「金融商品に係る会計基準」（以下、「金融商品基準」と略す）が適用されることが指摘されている。

以下、「金融商品意見書」の全体を詳細に検討することは紙数に限りがあるためできないが、特に金融資産の評価基準及び有価証券の貸借対照表価額に関する個所を取り上げて検討することにする。

3. 2 金融資産の評価基準

「金融商品意見書」第三において、金融資産の時価評価を導入することにより、①投資者に対して的確な財務情報の提供、②企業の側における取引内容の十分な把握とリスク管理及び財務活動の成果の的確な把握及び③金融商品に係る我が国の会計基準の国際的調和化が図られることが述べられる。ここでは金融資産についての時価評価が行なわれることを明言している。

そして「金融商品基準」の第一、二において、時価についての規定が行なわれている。そこでは、時価とは「公正な評価額」をいい、市場において形成されている取引価格、気配、又は指標その他の相場に基づく価額をいう、と定義される。また市場価格のない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額するとされる。すなわち、金融資産に付すべき時価には、「市場価格に基づく価額」と「合理的に算定された価額」があるとされる。

まず「市場価格に基づく価額」は、金融資産が市場で取り引きされ、そこで成立している価格がある場合の当該価額である。ここで市場とは、「金融商品基準」注解注2によると、公設の取引所及びこれに類する市場の他、随時、売買・換金等を行なうことができる取引システムを含むとされる。「金融商品に会計に関する実務指針」では、取引を実行するために必要な知識をもっている、自発的な独立第三者の立場にある当事者が取引を行なうと想定した場合の取引価額であるとしている。市場価格を商品の種類ごとに整理すると次の図表2のようになるとと思われる。

資産評価基準の比較検討

図表2 市場価格に基づく価額

対象となる金融資産	市場価格
取引所に上場されているもの	取引所における取引価格 ・複数の取引所に上場 →当該金融資産の取引が最も活発に行なわれている取引所の取引価格 ・海外取引も含まれる ・店頭取引による価格の方がより妥当と判断される場合には、店頭取引による価格を用いる
店頭において取引されているもの	①業界団体（日本証券業協会等）が公表する取引価格 ②ブローカー（証券会社、銀行等）の店頭において成立する価格（気配値を含む）
上記2つに準じて、随時、売買・換金等が可能なシステムにより取引されているもの	当該取引システム上で成立する取引価格 例) 金融機関・証券会社間の市場 ディーラー間の市場 電子媒体取引市場 ・流通性・換金性を十分に確保しているものでなければならない

次に「合理的に算定された価額」とは、市場価格がない場合または売買事例が極めて少ない等市場価格を時価と見なせない場合、基本的には、以下の方法によって合理的に算定された価額をいう。

- ・取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利率、満期日、信用リスクおよびその他の変動要因を調整する方法
- ・将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法
- ・理論値モデルまたはプライシング・モデルを使用する方法

市場価格のない場合の時価の算定は、原則的に企業経営者の合理的な見積に基づくものとされる。ただし、自社における見積が困難な場合には、ブローカーから入手したものや情報ベンダー(市場情報、時価情報等の投資に関する情報を提供する業者の総称)がブローカーの平均値や理論値等を算定して一般に提供しているものを合理的に算定された価額とすることができる。

「金融商品意見書」においては、時価の内容を上記のように規定した上で、さらに金融資産の属性及び保有目的を勘案して時価評価すべきものとそうでないものを識別することとしている。すなわち、実質的に価格変動リスクを認める必要のない場合や直ちに売買・換金を行なうことに事業遂行上等の制約がある場合には、金融資産を時価評価することが必ずしも企業の財政状態や経営成績を適切に財務諸表に反映させることにはならないと考えられるからである。そこで金融資産の評価にあたっては、時価評価を基本としつつ、保有目的に応じた処理方法を定めることが適当であるとされた。

次に金融商品の貸借対照表価額についてであるが、先にも述べたとおり、当該資産の属性や保有目的に応じた評価が求められることとなっており、その内容は非常に多岐にわたることになっている。そこで、以下では特にその評価基準の動向が注目されていた有価証券について詳しく見ていくこととする。

3. 3 有価証券の貸借対照表価額及び評価差額等の処理

従来の有価証券の評価については、さきに示したように、企業会計原則第3の五のBにおいて「有価証券については、原則として・・・(中略)・・・取得原価をもって貸借対照表価額とする」とされ、取引所の相場のある有価証券については、いわゆる強制低価法が要求されている。またさらに子会社株

式以外のものについて低価法が容認されている。

3. 3. 1 有価証券の貸借対照表価額

「金融商品基準」では、有価証券の貸借対照表価額についてどのような規定となっているのであろうか。まず「金融商品意見書」では、Ⅲの四の2において有価証券をその保有目的等の観点から4つに区分し、それぞれの区分に応じて処理を定めている。4つの区分とは、①売買を目的として保有する有価証券（売買目的有価証券）、②満期まで保有することを目的とする社債その他の債権（満期保有目的の債権）、③他の会社を支配・統制することを目的として保有する有価証券（子会社株式および関連会社株式）及び④上記3つのいずれにも分類されない有価証券（その他有価証券）である。そしてそれぞれの区分ごとに、貸借対照表価額、評価差額等の処理が定められた（「金融商品基準」第三の二の1～4）。図表3に示したものがそれである。

図表3 保有目的ごとの有価証券の評価（貸借対照表価額及び評価差額の処理）

①	期末時価で評価。評価差額は、洗替処理または切放処理により処理し、有価証券評価損益勘定に計上。
②	取得原価で評価。取得原価と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められる場合には償却原価法により評価。
③	取得原価で評価。
④	時価で評価。時価は期末時価以外に、継続適用の場合に限定して、期末前一ヶ月の平均時価を用いることもできる。 評価差額は、洗替方式により、有価証券の種類ごとに以下の処理。 ・時価評価を行ない、評価差額は資本の部に計上。（全部資本注入法） ・含み益のある銘柄の評価差額は資本の部、含み損のある銘柄の評価差額は損益計算書に計上。（部分資本注入法） 資本の部に計上される評価差額については、税効果会計を適用し、税効果を控除した純額を資本の部において他の剰余金と区別してその他有価証券評価差額として記載。

さらに第三の二の5において、市場価格（時価）のない有価証券の評価について次のようにすることとされた。

- (1) 社債その他の債券は、債権の評価を準用。
- (2) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価により評価。

ここで特に貸借対照表価額について、期末時価をもってなされることとなった①と④の区分について、その根拠を「金融商品意見書」から読み取ると次のようになる。まず、①の処理について、「金融商品基準」では、投資者にとって有用な情報及び企業にとっての財務活動の成果は有価証券の期末時点での時価と考えられることから、時価をもって貸借対照表価額とすることとしたと、その根拠が述べられる。また④については、その多様な性格に鑑み保有目的等を識別・細分化する客観的な基準を設けることが困難であるとともに、保有目的等自体も多義的であり、かつ、変遷していく面があること等から、①と③との中間的な性格を有するものとして一括して捉え、時価をもって貸借対照表価額とすることとされた。ただし、直ちに売却することを目的としないものであり、また市場における短期的な価格変動を反映させることは必ずしも求められないと考えられることから、期末前一ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額をもって期末の時価とする方法も継続適用が認められることとされた。なお、②の区分は満期までの金利変動による価格変動のリスクを認める必要がないこ

と、また③の区分については、事業投資と同じく時価の変動を財務活動の成果とは捉えないという見地から、貸借対照表価額は取得原価とされており、ここでは特に問題とならない。

3. 3. 2 有価証券の評価差額の処理

次に評価差額等の処理についてみる。前述したように②と③の区分については、取得原価をもって貸借対照表価額とすることとされており、時価評価をしないことになる。よって毎決算期における評価替えを基本的には前提をしておらず、評価差額の処理を行なう必要性はないことになる。

そして①の区分では、評価差額は、洗替処理または切放処理により処理し、当期の損益として有価証券評価損益勘定に計上する。④の区分では、評価差額は洗替方式により、有価証券の種類ごとに以下のいずれかの処理を行なう。

- ・(原則) 時価評価を行ない、評価差額は資本の部に計上する。(全部資本注入法)
- ・(容認) 含み益のある銘柄の評価差額は資本の部に、含み損のある銘柄の評価差額は損益計算書に計上する。(部分資本注入法)

資本の部に計上される評価差額については、税効果会計を適用し、税効果を控除した純額を資本の部において他の剰余金と区別してその他有価証券評価差額として記載する。

ここで①の区分について、評価差額を当期の損益とする考え方は、それが発生した期間における企業の財務活動の成果を表すものであり、実現したものではないが実現の要件をほぼ満たすものであり、実現損益に準ずるものとして扱うこととされた⁵⁾。また④の区分の取り扱いについては、「金融商品意見書」四二(4)③において、事業遂行上等の必要性から直ちに売買・換金を行なうことは制約を伴う要素もあり、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切でないこと、また国際的な動向からも、当期の損益として処理せずに、資本の部に計上する方法や包括利益を通じて資本の部に計上することが一般的であることが指摘され、上記のような方法が採用されている。しかし、代替的方法として容認されている部分資本直入方は、継続適用を条件として認められているにすぎない。国際的にみても一般的な方法とはいえ、保守主義の観点からこれまでの低価法に基づく評価差額の損益計算書への計上が認められていたことを考慮して、損益計算書においてこれと同様の効果をもたらすものとして認められた方法である⁶⁾。

iii) 時価が著しく下落した場合の取り扱い(減損処理)

従来からの強制低価法適用の考え方を踏襲し、「金融商品意見書」では②、③および④の区分について、市場価格の有無に係わらせて有価証券の減損処理を図表4に示した会計処理を行なうこととしている。すなわち、時価が著しく下落し(著しい下落の判定)、かつ回復する見込みがあると認められる場合(回復可能性の判定)を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理しなければならないとする。

これら②、③および④の区分では、貸借対照表日において時価評価が行われないうちに、評価差額が損益に計上されないことになる。そこで評価差損のうち、回復可能性のない部分を損失に計上させようとするものである⁷⁾。評価差額が毎期の損益に計上されることになる①の区分では、減損処理の

資産評価基準の比較検討

図表4 有価証券の減損処理

	減 損 処 理
時価(市場価格または合理的に算定された価額)のある有価証券	満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、市場価格のあるものの時価が著しく下落(50%程度またはそれ以上の下落)したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理。(切放方式)
市場価格のない有価証券	発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下(取得原価に比べて50%以上低下)したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理。(切放方式)
時価のない有価証券	貸借対照表価額は債権の貸借対照表価額に準ずる。(償却原価法を適用した上で、債権の貸倒見積高の算定方法に準じて減損額を算定)

対象となる余地はない。

4 「減損意見書」に見る資産評価基準

次に「減損意見書」における資産評価基準の概要をみる。

企業会計審議会は2002年8月9日に「減損意見書」を公表した。そこでは、従来固定資産の減損に関する処理基準が明確でなかったこと、また現在の固定資産の価格や収益性が著しく低下している状況下で将来に損失を繰り延べているのではないかという疑念が示されていることが述べられる。さらにそのような状況が、財務諸表への社会的な信頼性を損ねているという指摘や、会計基準の国際的調和を図る上で、そして結果として投資者に的確な情報を提供するためにも、減損に関する会計基準の整備が必要であるとの意見も提示される。これらの事情は、いわゆる「会計ビックバン」の進展のなかで、「減損意見書」が議論の俎上にあがったことを説明する。

4. 1 固定資産の減損

「減損意見書」三では、事業用の固定資産については、通常、市場平均を超える成果を期待して事業に使用されているため、市場の平均的な期待で決まる時価が変動しても、企業にとっての投資の価値がそれに応じて変動するわけではなく、また、投資の価値自体も、投資の成果であるキャッシュ・フローが得られるまでは実現したものではない。そのため、事業用の固定資産は取得原価から減価償却等を控除した金額で評価され、損益計算書においては、そのような資産評価に基づく実現利益が計上されているとする。これは事業用の固定資産に対する企業の投資行動およびそれに合致する会計処理の方法を説明するものであるが、市場における時価の変動と固定資産に対する投資額との関係性は特に問題にされていない。それは暗黙にうちに、投資額に見合うもしくはそれ以上の回収可能性を前提としていることが了解されているためであろう。続いて、その了解がなされない場合が想定され、そうした場合の処理について説明されている。

4. 2 減損の会計処理

事業用の固定資産であっても、その収益性が当初の予想よりも低下し、資産の回収可能性を帳簿価

資産評価基準の比較検討

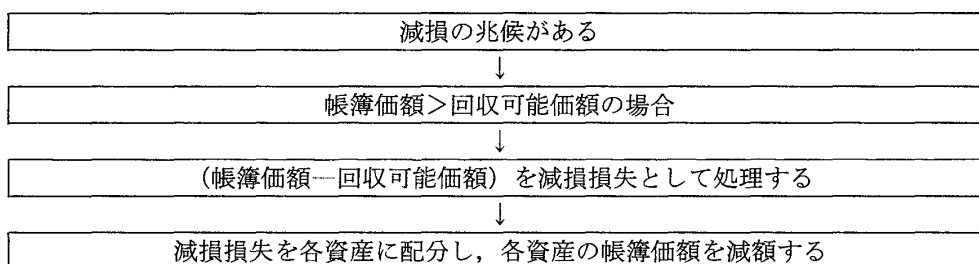
額に反映させなければならない場合がある。その場合は、棚卸資産の評価減、固定資産の物理的滅失による臨時償却や耐用年数の短縮に伴う臨時償却などと同様に、事業用資産の過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために行なわれる会計処理が必要であり、それが固定資産の減損処理であることが述べられる。そしてこうした目的で行なわれる固定資産の減損処理は、金融商品に適用される時価評価とは異なり、取得原価基準の下で行なわれる帳簿価額の臨時的な減額であるとされる。あくまでも取得原価基準に基づいて行なわれる事業用固定資産の帳簿価額の下方向への臨時的減額の措置であることが確認される⁸⁾。

さらに三の2においては、臨時償却と減損処理との相違点を明確にしている。臨時償却は、減価償却計算における耐用年数または残存価額が予見できない原因等により著しく不合理となった場合に耐用年数の短縮や財損価額の修正に基づく減価償却累計額の修正であり、資産の収益性(キャッシュ・フローの回収可能性)の低下を帳簿価額に反映すること自体を目的とする会計処理ではないため、別途減損処理に関する会計基準が必要であるとする。そして三の3では、固定資産の減損及び減損処理について述べている。まず、固定資産の減損とは資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とはその場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理であるとする⁹⁾。

「減損意見書」で示される手続きは、次の図表5の通りである。

概略を述べると、まず減損処理の対象となる固定資産(または資産グループ)に減損が生じている可能性を示す事象(減損の兆候)がある場合に、当該資産(または資産グループ)について、減損損失を認識するかどうかの判定を行なう。次に減損損失を金額として把握するために回収可能価額を算定し、帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として認識・測定する。そして減損損失を当期の損失(特別損失)として損益計算書に計上するとともに、減損損失分を資産の帳簿価額から減額する

図表5 減損会計の基本的な仕組み



(出典) 辻山栄子稿「減損会計の基本的考え方」『企業会計』vol.54 no.11 中央経済社, 2002年11月, p39. に掲載された図表を一部修正。

ことになる。つまり、資産の期末の帳簿価額から減損損失を減額した価額が当該資産の帳簿価額として貸借対照表に記載されることになる。そして、減損処理後の資産の帳簿価額について、その後の事業年度にわたって適正に原価配分するために、每期計画的、規則的に減価償却が実施されることになる。

一連の手続きのなかで、特に資産評価との関わりから問題となると思われるのは、回収可能価額の算定であろう。次に資産の評価額には様々な類型があると思われるが、財務諸表における目的適合性や見積可能性等の観点から、「減損意見書」における固定資産の評価額に関する考え方をみていく。

4. 3 回収可能価額の算定

2000年6月に企業会計審議会から公表された「固定資産の会計処理に関する論点の整理」においては、価値の下落した資産の評価額の類型として、①公正価値(時価)、②企業に固有の見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、③見積将来キャッシュ・フローの総額および④その他(例えば、①、②、③の条件付適用、混合適用)をとりあげ、検討を要すとされていた。

「減損意見書」四(3)では、結果として、上記の④を採用し、企業が当該資産(または資産グループ)に対する投資を売却と使用のいずれかの手段によって回収することを目的とするため、固定資産の回収可能価額を当該資産の売却による正味売却価額と使用による使用価値のいずれか高い方の金額であるとする¹⁰⁾。そして①と考えられる正味売却価額とは、資産(または資産グループ)の時価から処分費用見込額を控除して算定される金額とし、②と考えられる使用価値とは資産(または資産グループ)の継続使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値であるとする。正味売却価額という時価とは、観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には市場の予測を反映した将来キャッシュ・フローの割引現在価値などの合理的に算定された価額を指す。そして、これは①と②のいずれか高い方という条件をつけた、条件付適用を採用したものと考えられる。

5 資産評価基準の比較検討

本論文でこれまで検討してきた資産評価の基準および評価差額の処理方法をまとめると、次の図表6のように集約できる。以下では、流動資産項目として特に有価証券の評価と固定資産の評価について、従来の基準と新しい基準(および意見書)を比較検討する。

5. 1 有価証券の評価について

まず有価証券の評価についてみてみると、従来からの基準である企業会計原則と商法においては、原則として取得原価で評価することになる。そして、市場価格(相場)がある有価証券とそうでないものに分類し、期末時価が下落していると認められる場合には、市場価格を確認しうる有価証券については、低価法(強制低価法でも同様)が適用され、帳簿価額を期末時価まで減額し(下方的修正のみ)、評価損を損益計算書に計上する、という処理が行なわれていた。

それに対して「金融商品意見書」で示された評価基準は、基本的に金融資産については時価で評価するというものである。そして有価証券については、保有目的別に分類し、特に時価評価の必要性のない有価証券には取得原価基準を適用することとした。保有目的別分類では、売買目的有価証券は、帳簿価額を期末時価に修正し(下方・上方の両方向的修正)、評価損益を損益計算書に計上する。満期保有目的の債権は、取得原価で評価する。子会社株式および関連会社株式も取得原価で評価する。

資産評価基準の比較検討

図表 6 資産評価基準・評価差額の処理の比較

	対象資産	評価基準	評価差額の処理
企業会計原則	すべての資産項目	取得原価基準	(処理なし)
	有価証券	低価基準	評価損を PL 計上
	取引所の相場のある有価証券	強制低価法	評価損を PL 計上
	有形固定資産	取得原価基準 費用配分の原則	(処理なし) 償却額を PL 計上 累計額として BS 計上
商 法	流動資産	取得原価基準	(処理なし)
	有価証券	低価基準	評価損を PL 計上
	固定資産	取得原価基準	(処理なし)
		相当の償却 相当の減額	償却額を PL 計上 累計額として BS 計上 (明示なし)
金融商品意見書	金融資産	時価評価	評価差額は保有目的別の処理 (PL 計上, BS 計上)
	売買目的有価証券	時価評価	評価損益を PL 計上
	満期保有目的の債権	取得原価基準	(処理なし)
	子会社株式および関連会社株式	取得原価基準	(処理なし)
	その他有価証券	時価評価	評価差額を BS (資本の部) 計上 (全部資本注入法) 含み益は BS (資本の部) 計上, 含み損は PL 計上 (部分資本注入法)
減損意見書	固定資産	取得原価基準	帳簿価額から減損損失を減額し, 回収可能価額を取得原価として BS 表示, 減損損失は PL 計上

この2つの分類については、評価差額は生じないことになる。そしてその他有価証券は、時価評価することとされ、評価差額の処理について、全部資本注入法を原則的処置しながらも、部分資本注入法の選択的適用が認められる。

従来の処理方法から「金融商品意見書」における処理方法の変更点は、大きく3つあると思われる。第1の変更点は、その原則的評価基準である。従来は取得原価基準を原則的評価基準としていたが、「金融商品意見書」では時価基準を原則的評価基準としている。第2の変更点は、有価証券の分類基準である。従来は有価証券を流動項目と固定項目に分類し、さらにそれぞれについて市場価格(相場)がある場合とない場合という分類である。「金融商品意見書」では、保有目的による4つの分類になった。そして第3は、評価差額の認識についてである。従来は下方的修正のみを認識・処理することとしていたが、「金融商品意見書」では売買目的有価証券とその他有価証券について、下方的修正と上方的修正の両方について評価差額を認識・処理することとされた。

これらの変更点のうち、最も重要なものは第1の原則的評価基準が取得原価基準から時価基準へ変わったことであろう。部分的ではあるが、資産評価について取得原価主義から離脱し、時価主義へと踏み出したといえる。そしてこの変更に伴い、第2、第3の変更が行われたといえる。すなわち、時価基準を原則的評価基準とするためには、時価評価すべき項目を整理し直すことが必要であり、そのために保有目的別分類を導入することとなった。そして保有目的別に分類をした項目のうち、本来時価評価を行なうことが妥当だとされる項目を特定し、それ以外の項目は取得原価基準による評価を継続することとしたわけである。その結果、金融資産について原則的評価基準は時価基準とし、時価評価の必要性のない項目については、従来通り取得原価基準を採用することとされた。また、金融資産

について時価評価を行なうということは、帳簿価額と時価との差額は、下方的修正のみではなく、当然値上がり時の上方的修正をも含む整合性のあるものとする必要が生じたのである。ただし、すべての評価差額を当期の損益として損益計算書に計上するとはせず、保有目的上、直ちに売却・換金する予定のないものについては、資本の修正（資本注入）として扱うこととされた。これは実務への影響を考慮した対応といえよう。

5. 2 固定資産の評価について

固定資産の評価について、従来の方法と「減損意見書」を比較すると、その基本的な考え方は共通していることがわかる。取得原価基準を評価基準とし、減価償却の手続きを通じて費用配分を行なう。そして取得原価から減価償却累計額を差し引き、貸借対照表価額を決定するという手続きは共通しているといえる。しかし、「減損意見書」では、期末において当該固定資産について減損の兆候を認識すると、追加的に減損損失を認識・測定し、貸借対照表価額から減損損失分を減額するとともに、損益計算書上減損損失を計上することとなった。そして減損の兆候の認識および減損損失の測定において、回収可能価額という概念を導入し、回収可能価額の算定において、時価および将来キャッシュ・フローの割引現在価値を選択適用することを要求することとした。

これは、実務上これまで認識されなかった固定資産の費用配分（減価償却）以外による資産価値の減少を認識することにしたという意味では、「減損意見書」における処理方法は新た導入されたものといえるが、一方で従来からの商法にいうところの「相当の減額」について、固定資産に関してその具体的な手続きおよび処理方法を、規定上明示したものと考えることもできる。この立場に立てば、従来からの資産評価について、帳簿価額と比較すべき価額として回収可能価額という概念を明示したことは新しいということになる。しかし、回収可能価額の内容として示された正味売却価額と使用価値は新しいものとはいえず、これまでの公正価値や将来キャッシュ・フローの割引現在価値の計算という議論のなかで展開されてきたものであり、その内容を固定資産の評価方法に具体的に適用したものと考えることができる。その意味では、帳簿価額を「相当の減額」分だけ下方に修正する手続きを指示するにすぎず、あくまでも取得原価主義の一部修正にすぎない。

6 おわりに

本論文では、資産評価基準として従来から適用されている取得原価基準と「金融商品意見書」と「減損意見書」によって適用されることになった新しい評価基準を比較検討してきた。

「金融商品意見書」において適用されることになる評価基準は、金融資産についての原則的評価基準を従来の取得原価基準から時価基準へ変更したことを指摘した。これは、部分的ではあるが、資産評価について取得原価主義から離脱し、時価主義へと踏み出した内容となっていることを確認した。しかし、「減損意見書」で述べられる資産評価基準は、従来の取得原価基準を一部修正し、商法上の規定である「相当の減額」について、その具体的適用方法を明示したものにすぎないことを指摘した。

国際的動向を踏まえて考えると、外部利害関係者に対する投資情報や経営管理者に対する経営管理情報としての時価等の情報（時価や将来キャッシュ・フローに関する情報）の重要性は、ますます拡大するものとされている。それは、金融資産のみならず、事業用の資産項目についても貸借対照表に記載すべき金額として、取得原価よりも時価等の金額を記載することを求めることになるという。これまで貸借対照表の借方に記載すべき項目としての資産は、経済的便益（用益潜在力）の総体とされ、その資産項目に付される金額は客観性や検証可能性を有するとされる取得原価とされてきた。しかし、時価評価については、個別項目の評価や処理の方法において示されたすぎず、貸借対照表における時価評価された項目の意義やそれらを含む貸借対照表の本質といった会計学本来の議論のなかで語られることは少ない。また、時価評価における時価の概念にしても、市場価格が複数存在する場合の対応や、合理的な価額を算定するにあたって見積もりの要素がたぶんに存在するため経営管理者の恣意性の介入するといった問題点も指摘されている。取得原価（主義）に代わるものとして時価（主義）が展開されるためには、これらの問題点について、今後十分な議論を通じて、すべての利害関係者が納得できる着地点を見つけていくことが肝要であろう。

（注）

- 1) 日本公認会計士協会東京会編「金融商品・固定資産 時価評価の実務」税務研究会出版局，2002年，序文。
- 2) あくまでも取得原価主義の一部修正として時価評価を導入することであり，全面的な完全時価主義会計への移行とはいえないとする主張が多く見受けられる。例えば，以下の文献を参照のこと。
富塚嘉一著「会計が変わる 企業経営のグローバル革命」講談社現代新書，2002年，p 89-90。
- 3) 武田隆二著「最新財務会計論 第7版」中央経済社，2001年，p 246。
- 4) 日本公認会計士協会東京会編「前掲書」，p 1。
- 5) 伊藤眞・花田重典・荻原正佳編著「改訂4版 金融商品会計の完全解説」財務詳報社，2002年，p 114。
- 6) 伊藤眞・花田重典・荻原正佳編著「前掲書」，p 131。
- 7) 伊藤眞・花田重典・荻原正佳編著「前掲書」，p 157。
- 8) 企業会計審議会から公表された「固定資産の会計処理に関する論点の整理」（2000年6月）においても，帳簿価額の切り上げは求めないとされ，もっぱら切り下げ（下方への修正）のみがその論点となっている。
- 9) 期末の帳簿価額を将来の回収可能性に照らして見直すだけでは，収益性の低下による減損損失を正しく認識することはできないとする立場もある。その立場からは，企業の利益計算における費用配分を重視する観点から，理念的には，投資額（取得原価）の投資期間全体を通じた回収可能性について，過年度の回収額をも考慮し，減損処理するべきであるとされる。
- 10) これは，国際会計基準第36号で採用されている方法と結果的に同じであるとされる。次の文献を参照のこと。
秋葉賢一稿「減損損失の認識と測定」『企業会計』Vol.54 No.11中央経済社，2002年11月，p 55。

Abstract

Recently the two statements concerning valuation of assets were published in Japan. They seem to deal with market value method as new valuation basis of assets and historical cost method as former basis. But I consider that market value method isn't an complete alternative of historical cost method and they are intermingled in Japanese legal systems. So in this paper, I would like to examine relation of two valuation basis of assets.